

ペリー渡來前後に於ける對外

國民思想の考察 (下)

赤尾藤市

(四)

米使訪日の報道は、かねて對日關係に尠からざる關心を抱いてゐた露國政府をして、米艦牽制の意味をも含むブーチャチン中將直率の遣日艦隊を派遣せしむるにいたらしめた。一八五二年十月クロンスタット軍港を發して翌嘉永六年七月十七日長崎に入港した。浦賀に來らずして特に長崎に入津した政治的意味も充分考慮せられなければならぬのである。その要求は國境協定と通商條約締結の二ヶ條である。この報道が江戸に達したのが七月二十七日、露使應接掛として筒井政憲、川路聖謨等が任

命されたのがそれから七十餘日も經た十月八日であつた。江戸長崎間の書信往復等に如何に時日を費したるにもせよ、當時の幕閣内部の情勢も大いに與つて關係あることを忘れてはならないのである。それは「以夷征夷」の親露排米論の提唱が幕府内部から起つたがためである。即ち露國に通商を許す代償として同國をして米國の要求拒絶に盡力せしめんとし、(註一)蓋しペリーが兵

威を擁して脅迫的に出た不遜なる態度が痛く國民の對米感情を惡化せしめてゐた際、ブーチャチンが特に交渉に有利なる江戸灣附近を避け、日本國法を遵守して長崎に入津せる事が、文化年間ガロウニン少佐抑留事件に際

しての謝罪の事情等と相俟つて、國民上下の對露好感となつて現はれた事は勿論の次第であつた。仙臺の大槻鑑溪の如きは既に數年前より對英外交上日露同盟を提唱してゐたのであるが、今やヘリーの事あるに及んで、特に勸定奉行川路聖謨に上書建白して、「強大之魯西亞を與國と被成候上は、彼來春渡來可仕米利幹人等は只今之内に如何様とも御工夫相成可申、從ひ御返翰被遣候共此國を以爲取次候はゞ、從來之帝國と四年交代之大統領とは位階之差別も有之必穩便之取扱出來可申、彼水師提督數十艘之軍艦差向候様之儀は必相控可申哉と奉存候。」といつてゐる。(註二)その説くところ位階之差別によつて國力の強弱を云々してゐる點等いささか苦笑させられるのであるが、とも角結論としては幕閣諸有司の採用する所となつて、寧ろ露國と提携して米國を抑制せんと考慮せしめるにいたつたものである。殊に聖謨等は寛政年間ラックスマン渡來に際しての松平定信の取扱方針を徵すべき古記録を藉りて、(註三)後世の龜鑑と仰ぐ名宰相樂翁公の説を以て自説を裏書せんと圖つた點など、流石は阿部閣老の懷刀

として俊敏を以て當代に鳴つた程の人物ではある。

是時に當り滿營殆んど對露和親説に傾き、阿部閣老亦之に聽かんとしたのであるが、齊昭は米露通謀の疑を有して、爲めに國家百年の大計を誤らんことを慮り、斷乎としてその不可を主張し親露政策を拒斥したのである。聖謨等はこの齊昭の強硬なる態度に遭遇して失望の極快々として不快、露西亞應接掛の任を辭し且つ挂冠し去らんとするの意すらあつたといはれてゐる。藤田東湖が左の詩を寄せて諷刺激勵を加へたのもこの際であつた。

寄川路敬齋

灑々風姿落々胸 兒童尙識川司農

苦心嘗斷奸臣獄 掉舌今當驕虜鋒

芳野春深香雪滿 難波秋爽月華濃

縱今幽夢追勝景 昭代慎勿從赤松

閣老亦齊昭に聽いて聖謨等を讒意せしめ、遂に日露提携の件は中止せられたのである。(註四)

かくて十月晦日露西亞應接掛井政憲、川路聖謨等の一行は老中代理の格で、特に十萬石の大名相當の行列を以て虎之門の公第を出發して陸路長崎に向つた。この日

齊昭は城中に於て一行を延見して左の和歌を聖謨に贈つた。

わか國の千島のはてへえそしらす

さりとしてよそに君はとらすな

みちのくの千島のはてへえそしらす

かそへてかへれわか君のため

聖謨の返歌に、

限りなき君か恵はえそしらすぬ

千島のはてはよみつくとも

誰れよそにとらすへきやは我國の

千島と君かおしへあふきて

とあり、對露外交方針に就いて最も激しく意見の衝突をなした兩人の間に、かゝる麗はしき私的友情と尊敬の情の溢るゝものあるを見て、公論と私情をいさゝかも混同せざる高潔なる態度に敬服の意を表するものである。同じく筒井政憲が七十餘歳の高齡を以てこの大任を擔ひ、遠路の旅に就くに臨して、

いにしへにまれなる老の坂こえて

よを長崎にいてたつか君

との和歌を以てしてゐる。當年國士の胸中を偲ばしめる

ペリー渡來前後に於ける對外國民思想の考察

(註五)
ものがある。

かくて十二月八日長崎到着迄三十八日を要した事は今日より考へてまことに想像の外で、十萬石相當待遇の使が一日十三里の行程を歩行したといふに至つては信じ難き程である。長崎着の前日に左の戲詩がある。(註六)

羽書類報虜船來 笑擁客衾舛似雷

只爲廟論促吾意 芒鞋曉向玉灣隈

偕ていよく長崎着の上露使と會見の儀禮に就いて、

先方は椅子に立居するに我方のみ坐禮の儀をとることは體面を損ずるにつき、一行中の儒者古賀謹一郎に蕃客對話之式如何を垂問するも一向に知らず、「延喜式によりて見れば、準人式蕃客對話之ことみえ、玄蕃式にもみえ、椅子胡床へ日本の人儀式の時よりたりし證分明也。」と聖謨の日記にあり、儒學者の今日の用には一向に役立たざるを諷して、武士の學文は實用にありたき事なりと嘆じてゐる。(註七)

以下稍々繁雜に失するの嫌あるも、當時に於ける國民の異國人觀を見るべき好資料であるから、暫らく聖謨の

日記によつて露使と會見の様を熟察してみたいと思ふ。

ブーチャチン等露使一行上陸の光景を叙して「魯戎はチャルメラ太鼓にて高鳴流之調練之凡體に而上り來る。

劍附鉄炮之もの□□(原文缺)、帶劍にて將士之もの二十七人、い

づれも天鵝絨筒袖着用也。使節は羅紗之衣類に紅之五寸

巾なるもの、帛にて紋あるたすきのごときものをかけた

り^{これ貴}。頭にはかたち小桶の末細なるがごとき帽子に

金にてかざりあり、上へ白き毛を附たるを着したり。」と

述べてゐる。ペリー浦賀入港の際、その人體は筒袖着用

して我が火消人夫位のものにて、大根等は土の附きたる

ま、喰ひて全く禽獸同様なりと觀察した幕吏のあつたの

もさこそと思はれるのである。(註八)

儲ていよ／＼日本全權の露艦訪問に際して、彼我の人情風俗相通ぜざる所から、種々抱腹の笑話にも類する臆測が起つてゐる。全權警護の任に當つてゐた福岡藩主黒田美濃守は、露船何時にても出帆出來得る様日々帆を干かし居るに付、萬一全權一行を乗せたるまゝ、出帆いたす

が如き事ありては容易ならざるに付、決死隊十九人を一行中に加へ、更に火藥船一艘を供船に加へ置き、火急の場合にはそれへ點火して一同必死に露艦へ切込む手筈に致したしと申出てゐる。これに對し聖謨はそのために國家の公敵をつくりては申譯なきに付、自分一人死を決して乗込み、彼國へ參らば皇帝にも入説して日本國のため功を立つる様いたしたしと申切れば、組頭中村孝彌は日本の重臣二人を彼國へ拉し行かれては御國體に拘るに付、微録の我一人惣代として差遣はされたしと切願するといふ始末に、更に筒井政憲は我七十餘歳の老齡なれば餘命幾許もなければ之に當らんと言争ひたる様は、外國の國情に對する認識の缺如もさる事ながら、使節等の心情の程も窺はれる次第である。(註九)

愈々一行が乗艦すると先方では歡待大いに努め、更に日本と魯西亞の船印を並べて比翼の綾のごとく染出した幕のごときものを見せて、斯く迄に日本を親しく思ふなりと説明せるを聖謨の評して曰く、「江戸の遊女が勤番の侍を欺くと同じ手なり」と。又返禮品中の日本刀を説

明して、この刀にて三人並べてすつぱりと胴切りにし、車骨を瓜の如く切り得るのである。重過ぎて取扱難しと思ふべからず、聖謨の如きはこの二倍以上の重き刀を毎日三千振宛振つてゐる。人を斬り試すは死刑囚を用ひ、日本では之を「タメシ」といふ。西洋人は修行せぬからとても斬り得まじきも、腕一本か足一本位ならば斬り得るならんと煙にまいてゐる。(註一〇)

かくて十二月二十日から應接交渉に移つたのであるが、當時通譯に當つた日本人は單に蘭語を解し得るのみであつて、一方露使ブーチャチンは蘭語に通ぜず、之に通ずる通譯ボスシエトを介して重譯によつて漸く意を通ずるといつた状態で、かゝる方法で重大なる外交談判をなすことは、所謂隔靴の嘆を免れざる次第であつて、蓋し又當時の特使等の最も苦痛とした所のものであらう。猶この際聖謨は隨員をして一々對話の次第を筆記せしめた。この事は浦賀應接の際には行はれなかつた事であつて、外國使節應接對話書の嚆矢となり、今後の幕府當局者の外交對策上にも、又後世史家の研究便宜上にも尠か

らざる功績として認めらるゝものである。(註一一)

この際老中連署の返翰に「不能取古例律今事」とあるのは、幕府必ずしも鎖國の祖法を墨守するものにあらずして、胸中交易通商の意あるものとブーチャチンをして解釋せしめた所のものであり、「故遣重臣二員於長崎會語布恬廷以盡其曲折而其他宣布報者亦皆俾之面悉幸有以諒之。」とあるは、返翰中詳細述べ難き諸點に就いて適宜交渉の結果取極めをなし得るものと思はしめたのである。

それは長崎に於ける應接對話書によつて明らかである。更に返翰中「如斯等重大事項必奏之 京師諭告之刻候群官協同商議議定而后從之。」とあるは「ぶらかし策」の方便とは言ひ乍ら、幕府自らその專斷政治の慣習を放棄せるを國外に聲明した譯である。(註一二)

親露排米政策は既に應接使の江戸出發に先んじて放棄せられた事は前述の通りであるが、應接に際して「貴國には素より異心を被存候には無之、全親みを結度との儀に候はゞ、此方に而も其心得にて及應答べし。」とか、「連も通商相始候位ならば、土地隣接いたし殊に信義を守る

大國と交を結び度」と胸中の親露的傾向を吐露してゐるのは、必ずしも單なる外交辭令のみではなかつたであらう。(註一三)

千島、唐太の境界に就いては、國後島及び唐太南端の一部は日本領と認むるも、他は全部露領なりと主張してゐるのに對して、聖謨等はエトロフ島及び北緯五十度以南の唐太を我領土なりと論じ、通商開始は三、五年以後ならば應ずべしとなして、併せて軍隊の唐太駐屯を難詰してゐる。かゝる論議應答の詳細始終を筆記せる對話書を熟讀するに、聖謨の外交手腕實に卓絶せるものがあつて、初めてかゝる樽俎折衝の任に當つたものとは到底思はれざるものがあり、老翁なるプーチヤチンが屢々應答に窮してゐる。これを神奈川會見の際に於ける林大學頭等の不手際と對比して見れば實に雲泥の差であつて、今後外交の局愈々重大化して來るに當つて、幕府が徒らに舊例故格に縛られ、かゝる俊敏の鬼才を樞要の局に當らしめて縱横に活躍せしめ得なかつた事は、まことに痛惜の極みである。以下その對話書中から

○扱我國人大半ハ西洋諸國之事體ニ不通、西洋之人といへば虎か熊の樣ニ忌嫌候者而已多く扱々困り候事ニ候。我等杯ハ素より西洋學をも心掛居候而右様ニは無之儀をも相辨居なれ共、某等兩人之口を以衆人之惑をハ解難き事ニ付、貴國今度之任向方ニ密、貴邦ハ信義之國なる譯も國人心付べき所なれば、使節實義之所置有之度存ずる所なり。

○唐太へ我國之役人差遣、日本流之武士かた氣を出し其邊立廻らせ候ハ、如何様之間違可有之哉も難計、左候得ば使節之實義も空敷相成可申候。

○あいは蝦夷人之事ニ而蝦夷ハ日本所屬之人民なれば、あいの居候處ハ則日本所領ニ候。

○我國は西洋諸國と違ひ、坐して外邦之船之到るを待故、異國通商ハ國之痛ニ相成、益ニハ相成不申候。

○貴國之任向方ニ密、我國之打和らぎ候事も可有候。又任向方ニ密、我國之者志を一致ニし命を捨て働き候様相成候而は使節之功も空敷可相成候間、此處篤と熟考有べし。

○三、五年を待と申字ニは深き味ひ之有之事、政府ニ於ても色々評議有之候へ共、我國風意地強く舊法を改候事不容易候。

○露西亞應接掛支配勘定組頭中村爲彌との對話——
露使一第一エトロフ島はロシヤ所屬に相違無之候。

爲彌一エトロフ日本所屬たる素より論なし、日本に其證も有之、五十年前其國より申越候趣も有之候。

露使一百年以前はロシヤ所屬に候。

爲彌―左様申候へば千年以前は日本所屬に候。

露使―何故左様被申候哉。

爲彌―此方に其證有之候を其方に而は年古き儀を申立候間其通り申聞候事に候。

露使―左候は、兎も角も宜敷候。

硬軟相交へて巧みに折衝してゐる次第がよく窺知せらる

ゝのである。(註一四)ブーチャチンが「御兩使之御取扱ハ有がた

く候へ共、兎角御奉行様には無禮の御取扱有之候。」と非

難してゐるのは這般の事情を種々推知すべき好資料であ

らう。(註一五)

外交々渉の顛末を記述するのは本稿の目的ではないか

ら一切省略するが、結局エトロフの日本領たるは之を認

め、唐太に就いてはともかく日本側より實地調査官吏を

派遣し、國境協定の件は後日に譲る事となつた。通商の

件は老中書翰に三、五年の後とあるも、存外報聞之期近

き事もあらんかと暗に許諾の意を諷諭してゐる。(註一六)時既に

歐洲に於ては露土間の戰雲愈々急を告げて、ナポレオン

三世の計畫する英佛同盟も成立せんとしてゐるので、ブ

ーチャチンも何時迄も長崎に滞留し難き事情があつて、

ハリー渡來前後に於ける對外國民思想の考察

遂に條約締結は後日の懸案として一先づ歸國する事になつた。この際筒井、川路等はブーチャチンに對して、「貴國爲守禮守義之大邦加之使者非常人物決靡相欺瞞之憂仍竭力建兩國安平之良策卽某等之志也。」といふ諭書を授けて大いに親露的態度を示し、將來日本が諸外國へ開國通商を差許す時は露國を第一とし、並びに利益均霑之件を明記した公文書を交換した。

一、大日本國將來若決定開港口准貿易魯西亞國即應旨唱開市各別國以前。

一、大日本國將來若決定不論於何國互市將通商之利益及諸項

另外之方便別國一得魯西亞國因交界之故自然同時亦應得矣。(註一七)

かくて長崎に於ける交渉は川路聖謨等の折衝宜しきを得て、露使一先づ退去したのであるが、これ勿論根本的に日露間の紛糾を解決したものではなくて、むしろ將來に多くの紛議の素因をつくつたともいへるのである。その所以は要するに幕閣の根本方針如何にあること論を俟たないのである。當時北邊の防備に就いては到底露國に對して勝算無き状態であり、且幕閣の方針は斷乎拒絶する

にもあらず、かといつて通商を許可するにもあらず、出來得るだけ穩便に說得して退帆せしめよといふに至つては、如何なる大外交政治家といへどもこれ以上の取扱は出來なかつたであらう。一度談判不調に歸して兵端相開かるゝに至らんか、千島、樺太は勿論北海道迄も占領せらるゝ事は覺悟してかゝらねばならなかつたのである。聖謨等はプーチヤチンを激せしめざる様努めて穩便に應接し乍らも、しかも決して我國威を損ぜしめるが如き態度には出でなかつた。擇捉島と樺太島の所管に關しては斷乎として我主張を任せず、國境問題は遂に後日に留保せしめた。聖謨等の絶大なる苦心と斷乎たる氣魄と加ふるに其巧妙なる外交交渉の手腕とは感謝と尊敬の念を以て記憶せらるべきものである。

(註一) 幕末外國關係文書之二、一六頁、四四六―四五〇頁。水戸藩史料上編乾一五七―一五九頁。鈴木大

雜集第五、四五二―四五六頁。

(註二) 幕末外國關係文書之三、八〇―八四頁。

(註三) 水戸藩史料上編乾一七二―一七三頁。

(註四) 井野邊茂雄、日露盟約論の由來及び其發達(幕末史の研究、四五五―四九五頁所收)。水戸藩史料

上編乾一六六―一七七頁。幕末外國關係文書之三、二二―一三二頁。近代日本外國關係史(田保橋)六〇―六〇二頁。

(註五) 川路寬堂、川路聖謨之生涯二二〇―二二三頁。水

戸藩史料上編乾一七八―一七九頁。川路左衛門樹説、長崎日記之一、(幕末外國關係文書附錄之一、一―二頁)。

(註六) 川路聖謨之生涯 二二七頁。

(註七) 川路長崎日記之一(幕末外國關係文書附錄之一、三三頁)。

(註八) 川路長崎日記之一(幕末外國關係文書附錄之一、三六頁)。水戸藩史料上編乾三〇〇頁。

(註九) 川路長崎日記之一(幕末外國關係文書附錄之一、三八―四〇頁)。川路聖謨之生涯 二四八―二五一頁。

(註一〇) 川路長崎日記之一(幕末外國關係文書附錄之一、四二―四五頁)。

(註一一) 川路聖謨之生涯 二七三―二七四頁。

(註一二) 幕末外國關係文書之三、五九―六二頁。開國起源、海舟全集第一卷九四頁。懷舊紀事(阿部伊勢守事蹟)四三四―四三六頁。

(註一三) 幕末外國關係文書之三、三八―三三八頁。鈴木大雜集第一、二二―一三頁。

(註一四) 幕末外國關係文書之三、四〇一、四〇四、四〇六、

四一〇、四三六、四四〇、五二二—五二二頁。鈴木

大雜集第一、一二六、一二九、一三〇、一三四、一四

一、一四四、一七六—一七七頁。開國起源に所收の

對話書は上記二史料と可成り相違す。

(註二五) 幕末外國關係文書之三、四六七頁。

(註二六) 幕末外國關係文書之四、三二—三八頁。

(註二七) 幕末外國關係文書之四、五四—五七頁、三四頁。

開國起源、海舟全集第一卷、一〇九—一一〇頁、

一一二頁。

(五)

浦賀退去後のペリーは先づ琉球に立寄つて貯炭所を設

置し、更に小笠原島占領の手續もすませ、やがて香港に

赴いて折柄の長髮賊の内亂に際して居留民保護の策を立て、翌安政元年(一八五四) 正月中旬再び江戸灣に渡來した。

途中琉球へ立寄つて、萬一日米和親條約不成立の場合には

同島を占領する計畫をも定めて來た。更に前年は四隻の

船艦であつたが、今回は九隻であつた事もペリーの胸中

深く決する所のあつた事を想像せしめるのである。

ペリー渡來前後に於ける對外國國民思想の考察

幕府に於ては年頭の諸儀式も未だ了らざる正月十一日

に、早くも異國船伊豆大島沖に出現の警報を浦賀奉行か

ら受けた。其後十六日に全艦隊金澤錨地に到着迄日々異

國船の動靜に關する情報を入手し乍ら、只管隱密にして

不定の體に取りなしてゐたのは、恐らくは府下の人心動

搖を一日たりとも尠からしめよとの考慮からでもあら

うか。

幕閣の方針は前年來既に穩便に御取扱と定つてゐたの

であるが、その具體的方策に就いては單に臨機取計とい

ふだけで、何等決定的のものがなかつたのは不用意至

極といふの外は無いのである。齊昭が之を冷笑して、

此度は備なけれハ先づ歸し

又こひすみによるのあめりか

といふ狂歌を松平慶永に與へてゐる。

(註二八) 武州金澤八景の小

夷と言つてゐた(泉夜雨と米國を墨

の) につけたもの

幕府は前年十二月末の町觸に「當六月中浦賀表へ異國

船渡來いたし無程退帆いたし候。右は願筋有之渡來致候

儀に付、猥に可及騷動筋には無之候得共、非常御備之た

め御臺場も出來、國持大名御固之儀等嚴重御要害被仰付

候間市中之もの共安堵可致候。此上若異國船渡來致候共以來は火消役を始め、武家町方共半鐘打鳴し候儀無之事に候間騒立候儀決而無之様可致候。尤名主共にも精々厚く世話可致旨申渡置候間其節名主共申聞候儀かたく可相守候^(註三)と達して居り、更に正月十一日異國船伊豆沖出現の警報を受くるに及んでは、人心動搖不致爲滯船中は諸家訓練、大筒稽古等を中止する様との通達を大目付目付に出してゐるのによつても、當時府下の住民が異國船出現の聲に日夜恟々としてゐた様が察せらるゝのであ^(註四)る。その好事例として十一日小網町の町名主伊十郎の町奉行所への上申書に次の様に述べてゐるのがある。「今十一日之由刻限不知、相州浦賀表へアメリカ船六艘渡來致候に付、營中御祝儀御亂れに而、俄に伊澤美作守様多分今晚中彼地へ御出立可相成由、右に付今日諸侯へ御祝之御吸物も出不申、御内々大騒之由唯今承り込候間不取敢密々申上候^(註五)と、報道機關不備の當時に於て針の如く尖つてゐる民心の狀を窺知するに足るのである。

同日幕府は亞米利加應接掛として儒者林大學頭、大目

付井戸石見守、浦賀奉行伊澤美作守、町奉行井戸對馬守、目付鶴殿民部少輔、儒者松崎滿太郎等に浦賀へ出張取計を命じた。

兩國使節應接會見の地點に就いて、浦賀奉行支配組頭黒川嘉兵衛等は最初鎌倉を指定したる旨通告し乍ら、ペリーの斷乎たる拒絶に遇つて更に浦賀に變更した。ペリーは浦賀を錨地として不適當なりとして更に江戸に接近せる地點を要求したが、黒川は強硬に變更不能を主張した。會見地決定の交渉が停頓の状態となるや、前年六月米艦との交渉に働いた香山榮左衛門を再起して、遂に最後通牒とも見做さるゝ強硬なる覺書を交付して浦賀説を固持した。

茲にペリーの最後手段たる武力示威が敢行せられ、全艦隊抜錨して北上し羽田沖に抵つた。この威嚇は果して奏效し、香山は西神奈川を會見地となすべきを申出で、ペリーの承認を得、米艦入港以來實に十三日目に漸く會見地の問題が解決した^(註六)。蓋し會見地が浦賀たると西神奈川たるとは外交の本質上何等の相違を見ないのである

が、日本國全權が最初鎌倉を、次に又浦賀を強硬に主張して殆んど交渉決裂に迄及んだ際、ペリーの威嚇に狼狽して無條件にその要求に應じた無氣魄な態度は、彼をして對日交渉の根本方針は押しの一手中にある事を覺らしめたのである。一步を退くことは一步の利益を日本に與へることであるから、如何なる障礙難關にも斷乎たる決心を以て臨む事は、必ず日本をして屈服せしむる最後の手段なるものなりとの自信を得、この方針で今後の對日交渉に當つたのである。(註七)

この間幕府は府内の人心動搖を鎮めるために、異國船渡來に付武家人數を發するは警固のためなれば風説等に迷はされて騒立てざること、早半鐘の代りに早拍手木打繼のこと、諸物價並に錢相場引上候様之事有之間敷とか、異國船見物禁制之件等を布達してゐる。(註八)

米艦再渡の際の光景を皮肉つた時人の流行歌を次にあけてみる。

亞墨利加拂渡はらひ

ア、ララうるさいな／＼毎年渡海へ御馳走に、大筒小筒で拂
ましやう。鉄砲玉やあら玉の奉たちかへり君か代の、一花明

ペリー渡來前後に於ける對外國民思想の考察

たる若水を賈に北の夷ども、どふか交易鶏をとつけいこふと寝たる事、ためしも永き長崎のとをのねふりや唐人が、寢言にまじる初夢に紅毛船や唐船の浪乖初の蒸氣船、いかりをヲロシヤ、アメリカも海路はるかに遠方よりも入來る沖の方、浦賀表を詠むれば空に帆をのす異國船、岡で御固嚴重に我神國のいさぎよく、大磐石の鏡もち貝足開や勝栗の勝て兜の七五三の内、弓は囊に四海浪おさまる御代の萬歲樂、先は何事も七種の唐土の船のわたらぬさき、ストトンとする所へ、(註九)

一方幕閣内部の對米態度と齊昭の意中はどうであつたか。阿部閣老は米國の要求に對して一條件を許して局を結ばんと考へ、密に齊昭の意見を問ふた。正弘は米艦再渡に際して井戸石見守弘道の建議によつて、結局の處置は臨機之を決すべしと定めたのであるが、所謂臨機の處置の具體案に就いては蘭國商館長の進言に省みて、小笠原島か八丈島かを貯炭所として貸與するの案を立て、之に就いて齊昭の意見を徴したのであるが、齊昭は之を不可として曰く、曩に露使は我國法に遵據して長崎に入港したるにそれさへ拒絶してゐる。今米艦恣に浦賀に闖入して驕傲甚だしきものあるを許容するならば、單に露國

に信を失ふのみでなく、一は國威を損すること夥しく、他には又今後歐米諸國に許多の口實を與ふる次第なれば、その害は今日直ちに開戰するよりも大なるものありとなしてゐる。この時齊昭が正弘に寄せた書に次の様に述べてゐる。

前略是非只今有無之挨拶承度との事に候はゞ祖宗大法之通り斷候外無之候得共、夫にてハ去夏以來折角の厚意にて遙々渡來の廉ニ相當不致候間、右申通り二千五百餘年の法を變候事故篤く評議日本國中承知之上有無之返答ニ及度候。

右之外おろしや問答ニも有之通り封建郡縣の差別、神國人心固結のわけ等乍勿論能々申諭度、且他日交易整候ハ、此方より何々の品望みにて其方より何々の品遣し候心得に候哉、先キより承り候分ハ不苦候間委細ニ承候上得と評議いたし可申と答候ハ、彼も期を待候心ニ可相成候。右の趣をやはらかに懸合先キより兵端を開き兼退屈いたし候様仕向け申度候。兩度迄渡來之者ハ三五年杯とふらと懸候而ハ中々承知致間敷候間はぎと當年より三年と申方可然、三年ニ而御兵備不整候而ハ迎も御整六ヶ敷候。右件々を應接の眼目といたし度々懸合候而ハ物分れにいたし、其中ニ與力等心得正しく氣てん有之ものへ申付遊説を入候ハ、可然、譬へハ馬鹿々々しく日々懸合にらみ居候よりハ本國並外國への面目ニ米穀食料にても頂戴にてハ如何と歟説を入候ハ可然哉に候へ共、表向應接の

節此方より内かぶとを見せ候ハ以外とくれぐれ愚慮いたし候。如何にも大切の儀諸賢の衆評如何。(註一〇)

對外論者の泰山北斗を以て自他共に許す齊昭にしてこの無策無定見と無氣魄振りあるを見ては、最早日本の探るべき方針は斷乎祖法を廢棄して積極的開國通商の大方針確立の外なしと思はしめるものである。嘗つては川路聖謨等のぶらかし策に不同意を示した齊昭が、今やより愚劣にして到底實行不可能に近い米使遊説云々の術策論を吐くにいたつた次第、夷情を察すること齊昭にして猶かくの如しとすれば、その他幕閣諸有司の頼むに足るの識見を有するもの果して幾人あつたであらうか。筆者は敢へて川路聖謨と井伊直弼の俊敏達識を推すものである。水戸學の精神に對してはあくまで尊敬を拂ふものであるが、それは少くともペリー渡來以前に於て實踐運動に移されてゐなくては、その所論の效果の大半を失ふものである。

日本側全權林大學頭等の無氣魄振りは更に之にも増して、畢竟江戸表へ乗入候而は御失體にも至り可申御沙汰

之趣も有之候間何様にも相忍び説明可仕と存候儀御座候へ共夫とて何様相移り可申哉夷情難測日夜苦心仕候事に御座候。當今之場合に至り候而は亞墨利加人の通商之試み御許容、其後魯西亞人其外英吉利佛蘭察等共同様之御答に無之而は忝も談判は相整申間敷、何共残念至極に奉存候得共御武備御整無之上は乍恐御取扱方有之間敷奉存候。」と、未だ一度も會見せざるに先んじてこの態度であつて見れば、今後の交渉の成果に何等の期待も持ち得ないことは明白であらう。之を香山榮左衛門が逸速く米

使に告げて、此度浦賀へ出張の全權使節は先達長崎へ出張の應接掛とは違つて、至つて交易を好む和親通商論者であるから、政府へ申勸めて米國と交易いたす様取計ら

ふ筈であると裏書してゐるのは、假令會見地浦賀説貫徹(註二)の方便とは云ひ乍ら全く日本側の内かぶとを見抜かれた譯であつて、今後交渉に當つて如何なる主張を提出しても、それが米國の利益に反する限りに於ては即座に拒否せらるゝであらう事は自明の理である。さればこそ正式

會見に先んじて、「若願候義御承引不被下候ハ、直に戦争

も可仕用意に御座候。若戰爭に相成候得者近海へ軍艦五十艘は留メ有之、尙又カリホルニヤに五十艘用意仕置候間、早速申遣し候得ば二十日之内には百艘之軍艦參り候都合に仕置候。」と脅迫されてゐる程である。(註三)この米使の言辭が林大學頭等の腦裏に如何なる印象を残したかは想像するまでもない事であらう。時人の林大學頭を皮肉つた言に、

大學の孟子(申譯)わけなき四書人ない

論語間斷珍事中庸

(註一四)とか、中根雪江が「林祭酒は應接以前には高の知れたる

夷狄の輩何程の事あらんと蔑視廣言せられしが、初度の

應接後は俄に臆病神立添て、彼がいふ處甚理あり、申に任せずしては御大事に及ぶべし。東照宮再生し給ふとも御

任せの外はあるまじとて、周章狼狽せられたれば大事を

誤られたるのみならず、大に世の非笑をも請られたり。(註一五)

と評してゐるのは、恐らく時人の大方に共通した觀方であつたであらう。抑々かゝる非常時局の外交問題を處理

すべき首席全權に、從來唯文辭の閑職にあつて何等國際

的知見ありとも思はれぬ林大學頭の如き儒者を命じた事が根本的誤謬であつた。非常の事に處するには非常の英斷を以て、舊例故格に束縛せられず廣く人材を天下に求めて人選すべきであつた。殊に幕閣の對米方針が確定せず、臨機を取扱に多大の期待をかけてゐたこの際の如きは、使節の人選こそ最重要の根本要件であつた。

二月十日から愈々正式會見が開始せられたのであるが、漂流民待遇の苛酷を非難せるに對して、「尤漂流民之中にも不善人物有之、何分國法を犯し、我儘不法を致し候者有之候得者不得已姑く執へ置候て長崎へ遣候事も御座候。是は全く漂流民の不法より右様取扱候事に候へば、左様之者共其國へ歸り、何か都て咎人同様取扱などと申觸候より、色々傳聞相誤り候哉も難計候。」と辯疎してゐるのは先づ上出來としても、日本領國の舊法を改めず漂流民無郵もなきれば、米國が最近メキシコと戦ひ國都迄攻略したると同斷の處置を日本に對して執るであらうと威嚇され乍ら、「貴國にても人命を重じ候事に候得ば、指て累年之遺恨を結候と申にも無之候所、戰爭に及び候程之

儀とも不被存候。」と何等その理不盡な脅迫的暴言に對して難詰するが如き態度の見えないのは、如何に侮辱されても又如何なる犠牲を拂うても平和的解決をなさんとする本心を吐いたものである。(註一六)

次いで具體的條項の協議に移るや、ペリーの態度極めて峻嚴であつて、林大學頭等は殆んど策の施す術もなく、第一、二回の正式會見に於て重要事項は殆んど彼の言ふがまゝに讓歩するの外なきに至つたのである。即ち漂流民救郵、五年後の開港、石炭食料等の供給、下田開港の明言、箱館開港の考慮等を承諾せしめられたのであつた。(註一七)

これ等に關する交渉の經過並に正弘齊昭兩人應答の顛末等は一切省略するが、かゝる徹底的讓歩は明らかに應接掛に對する幕閣の訓示内容にある最大讓歩の限度を越えたものであつた。この訓示内容は「水戸藩史料」に引用する所の平山敬忠の秘録に記するところのものであつて、

一、五年にて承知不致候ハ三年之後ニハ交易御試ミ御約定之

事

一、湊之地所伺候上ハ御國法長崎被申聞セ彼方不便之趣申立候ハ、下田邊と答候積。

一、石炭は強ても願候はゞ五ヶ年迄之處ハ長崎へ罷出候ハ、可被遣旨答候事。

一、食料薪水ハ被下候事。

とあり、その中三年後交易許可の件と下田開港の件は特に重大内容を有するものである。(註八)林大學頭等應接掛の無策は之をしも越えるに至つたのである。抑々下田開港の事たるや同港管轄の任にある江川英龍の提案であつて、江川はそれによつて洋人の學藝を自己一手に祕密に習得し、家傳の祕法として商を成さんととの私計に出づる惡むべきものなりと佐久間象出が憤激して、寧ろ横濱なりとも開港して江戸の近くに朝夕碇泊の異國船を眺め、勾踐が朝暮の膳を成さんことを良策なりと言つてゐる。

江川に關するかゝる惡評は當時専ら行はれてゐたものであつて、時代の先覺者として海外文化の攝取を率先主唱した彼にして猶西洋學術を家傳祕法視してゐた態度に時代の傾向を窺ひ得るのである。かの土佐漂流漁民中濱萬次郎が先年太平洋上に遭難して米人に救はれ、在米十年の間詳しく彼地の文物學藝に通じて歸朝、嘉永六年十一月幕府に召出さるゝや、江川は再三幕府に乞ふて彼を

聘用して自邸内に寄寓せしめ、その後は諸方面よりの萬次郎招聘の要求を固く拒絶してゐる。天文方山路彌左衛門の願により萬次郎を其役所に出任せしむべき指令に對してすら異議を唱へてその取消を上申してゐる程である。先覺者江川太郎左衛門英龍の名譽のためにも深く惜しむ次第であるが、祕傳を以て門戸を張るの風習たる、新知識の先達として誠に嘸ふべき陋習ではある。(註一九)

猶この間に力士七十五人を集めて米俵二俵宛擔いで運搬或は曲持等を行はしめた處、異人皆々感心したるに付更に稽古相撲も見物せしめた事が「蕞夷應接録」に記録されてゐるが、これ勿論日本人の贅力を誇示するの意圖から出たものと察せらるゝのであるが、米人之を評して曰く、

As some surprise was naturally expressed at this wondrous exhibition of animal development, the monster himself gave a grunt expressive of his flattered vanity. They were all so immense in flesh that they appeared to have lost their distinctive features, and seemed to be only twenty-five masses of fat. Their eyes were hardly visible through a long perspective

of socket, the prominence of their noses was lost in the puffiness of their bloated cheeks, and their hands were almost set directly on their bodies, with merely folds of flesh where the neck and chin are usually found. (註二一)

全く以て飛んだ恥さらしであつて、應接掛の意圖とは反對の結果になつてしまつた譯である。

然し一方には又幕吏等の米艦内に於ける行動、殊にその初めて見る巧緻なる近代的機械類に對して、單に驚異の眼を墮らよりかむしろ精細なる觀察調査をなし、更に進んではその運轉取扱方法まで習得せんとして熱心に注意を拂つた有様は、米人をして日本人の科學的素質の優秀性を認識せしめ、西洋文化の攝取同化必ず近き將來にあるべしとまで言はしめてゐる。(註二二)

斯くて數次の會見を経て一切の手續協定が完了したので、嘉永七年三月三日一八五四年三月三十一日日本全權は日本文に花押を畫し、ペリーは英文に署名して調印を完了した。

漢文、蘭文の交換も同時に行はれたのであるが、茲に注意すべき重大事は條約正文の規定のないことである。條約草案はポートマン書記の作製した蘭文を基礎として審

議をなし、然る後英文と漢文に翻譯せられ、漢文から日本文が更に作製せられたのである。その間實に三重譯が行はれたのであつて、その蘭語も日本側通譯の知つてゐるのは二百年前のものであつて、近代國際公法上の術語等は一切知られてゐなかつた。更に日本側には一人も英語を解し得るものなく、同様に米國側にも一人も日本語を解し得るものは存在しなかつたのである。この際前述の中濱萬次郎を英語通譯として擧用せられん事を江川英龍から上申してゐるのであるが、彼が多年米國に在つてその恩顧を受けてゐた所からその本心に疑念を以て見られ、齊昭の如き江川に手翰を送つてその登用不可を極言してゐる程であつた。したがつて今後條文に就いて解釋の相違を生じた場合何れを正文となすべきかの規定を設けなかつた事は、神奈川條約の最大の缺點であつて、ハリス渡來に際してその缺陷を暴露して尠からざる紛議を來たしたのである。(註二三)

神奈川和親條約は全文十二ヶ條から成つてゐるが、その中第六條に「必要の品物其外可相叶事ハ双方談判之上

取極候事」とあるのと、第九條最惠國條款の規定と、第十一條領事下田駐在の件とは今後最も問題化して來るものである。前二條は我國に非常なる不利をもたらし、後者は條文解釋に關してある。参考のために第十一條の日英兩文を掲げて見る。

一、兩國政府に於て無據儀有之候模樣により、合衆國之もの下田に差置候儀も可有之、尤約定調印より十八ヶ月後に無之候ては不及其儀候事。

There shall be appointed by the government of the United States consuls or agents to reside in Simoda, at any time after the expiration of eighteen months from the date of the signing of this treaty; provided that either of the two governments deem such arrangement necessary.

かゝる重大なる誤譯の原因は明らかに前述の三重譯の結果であることは蘭語條約文によつて明らかである。領事駐在の如き件は今日の國際常識を以てすれば當然至極の事であり乍ら、日本側全權が極力之に反對した事は全く無意義の條項にのみ力を注いで、より重要な他の問題を看過したのである。(註二四)

第五條の下田遊歩地域設定の件は幕閣訓示の範圍外な

ペリー渡來前後に於ける對外國民思想の考察

ので正弘以下諸有司渺からず驚いたのであるが、既に條約調印済の後であつて如何ともなし難く、齊昭の如きは痛憤措く能はずして遂に正式に幕議參與を辭退した。この問題も領事駐在の件同様今日より考ふればさしたる重大問題ではないのであるが、齊昭初め諸有司が悉くこれに反對したのは米艦の武威に屈する痛恨も勿論あるが、當時の國民思想の中に西洋人を夷狄視する傾向が非常に濃厚であつて、彼等が勝手氣儘に上陸横行するのを許すは神州の聖地を穢辱せしむるものなりとの觀念に基くのである。幕初以來二百餘年間に國民の腦裏に浸潤した支那思想に基くところの卑夷觀念が、牢固として抜くべからざるものであつた事は、今後明治初年に至るまでの國民上下の思想的大混亂の時代を通觀して熟察せらるゝ次第である。

猶この重大時局に當つた正弘、齊昭兩公の襟懷の床しさに對して敬服する次第である。それは神奈川條約締結に對する不満から齊昭が辭職するや、正弘またその罪を引いて退かんとし、辭表の文案まで添へてその衷情を齊

昭に訴へたのに對して、齊昭は大いに之を慰撫激勵して曰く「愚老と貴兄と天保弘化間の出所元より相違いたし候へ共既往之事は今更不及申、差向報國の二字に至候而ハ御同意勿論に候^略御願御草案にも有之通り御國法相崩御國辱に相成候上は、此上御存分に御建白臥薪嘗膽の四字を御目當に被成、御國法御立國辱御一洗にてこそ御報國の御大忠と存候。」と。國策如何に就いては論難一再ならず、遂には憤然幕議を退いてまでその對外策に反意を表明せるにも拘らず、その正弘に對し報國大忠の精神を以て難局處理に邁進せられたしと切言してゐる。その實際執つた對外策の適否如何はともかくも、當年國事に精魄を傾け盡した兩公の心底こそ後世政治家の龜鑑とすべきものである。

神奈川條約調印後下田開港に關する細則商議の目的を以てペリー一行は下田へ廻航した。その際長州藩の吉田寅次郎、金子重助が米艦に投じて海外密航を企てた。寅次郎の雄志は皇國が外夷に辱しめらるゝを嘆じて、彼に勝つには彼を知ると共に我を知るべきであるが、現在我

には彼に勝つべき武備なき上に、彼國の風教兵備等の知悉してゐないから、よろしく間諜細作を用ひて衷情を探索すべきであるといふのである。しかも異國渡航は國禁であるから、江川英龍配下の中濱萬次郎が漂流人として採用せられてゐるのに暗示せられ、漂流の體にして密航したる上西洋諸國を周遊し、その風教軍備兵器等悉く研究の上立歸らば國家の御爲筋に成るべしと考へ、更に師佐久聞象山の激勵援助によつて決行を企てたのである。^(註二六)

慎四隻ノ賊艦ニ府下ノ鹽糧言方ナシ夫ヲノ砲銃交々轟クニ至ラシメハ其變果シテ如何ソヤ況ヤ上國文華不武ノ地俄ニ事起ラハ吾其禍ノ底止スル所ヲ知ラサルナリ是我草莽ニ在リト雖トモ身分ヲ超テ此妄言ヲ發スル所ナリ夫上國ト江戸トノ武備全備セハ四方ノ諸藩モ漸次ニ相尋テ備ヲ成シ區々ノ海賊ヲ懲創スルニ於テ何ソ難キコトアラン推テ是ヲ進メハ 皇道ヲ明シ國體ヲ建テ 皇國ノ武古ニ復スルニ至ラン吾仰テ在位ノ君子ニ望ム所ナリ

と「急務策一則」に述べてゐる所によつて彼の對外策の根本精神が皇道精神の顯揚にあることを知り得るのである。^(註二七)松下松塾に俊青を導いた精神も亦こゝにあつたのである。米使の記録に次の様に記してゐる。

They seemed very eager to be allowed to remain, and showed a very evident determination not to return to the shore, by the desire they expressed of casting off their boat, utterly regardless of its fate. They seemed much fatigued by their boating excursion, and their clothes showed signs of being travel worn, although they proved to be Japanese gentlemen of good position. (以下吉田寅次郎の獄中手記) "When a hero falls in his purpose, his acts are then regarded as those of a villain and robber. In public have we been seized and pinioned and caged for many days. The village elders and head men treat us disdainfully, their oppressions being grievous indeed. Therefore, looking up while yet we have nothing wherewith to reproach ourselves, it must now be seen whether a hero will prove himself to be one indeed.

Weeping, we seen as fools;

Laughing, as rogues.

Alas! for as;

silent we can only be."

(以下米使評) A remarkable specimen of philosophical resignation under circumstances which would have tried the stoicism of Cato.

米の眼に映じた當年の國士の面影が實に鮮かに描き出されてゐる。
(註二八)

下田に於ては市中見物の砌り錢湯の内部を案内してゐるが、その裸體を平然と露出してゐる男女混浴の有様は異様な感をも與へて、これは全國的の風習でもあるまいが、しかも日本の下層階級に淫靡の風が存在してゐることは、この混浴の風景のみならず通俗文藝を通じても看取し得ると批評してゐる。かゝる風景を見物せしめた事は後年迄永く外人をして日本人の性的風習を誤解せしめた一因ともなつたものであらう。

之を要するにペリー渡來に際して我國民の示した態度は、一言にしてつくせば周章狼狽の極優勢なる彼の武威の前に頭を垂れて國辱を忍んだといふの外はないのである。尤もその間皇國神武の精神を顯揚せんとしたのも決して尠くはなかつたのであるが、彼我の實力は餘りにも懸隔が甚だしくて策の施す術も無かつたのである。米使の態度はあくまで平和的であつて、優勢なる艦隊を隨航せしめたのは日本側の攻撃に備ふるためであつた。(註三〇)と「日米關係史」の著者トリートが揚言してゐるのに耳を傾ける必要もないであらう。

- (註一) 昨夢紀事第二卷(八尾刊本上卷七二—七三頁)。
 (註二) 水戸藩史料上編乾二二三頁。昨夢紀事第二卷(八尾刊本上卷七五頁)。側面觀幕末史六五頁。
 (註三) 幕末外國關係文書之三、四八五—四八六頁。開國起源、海舟全集第二卷二六九頁。
 (註四) 幕末外國關係文書之四、九三頁。
 (註五) 幕末外國關係文書之四、九二頁。
 (註六) 墨夷應接錄初篇(幕末外國關係文書附錄之一、五二八—五三二頁)。
 F. L. Hawks;—Narrative of the Expedition of an American Squadron to the China Seas and Japan, performed in the years 1852, 1853, and 1854. Vol. I. pp. 327—339.
 米艦渡來國書捧呈一件(幕末外國關係文書之一、三六一—四五頁)。幕末外國關係文書之四、四一四—四五七頁、四七五—四七七頁。
 (註七) 近代日本外國關係史(田保橋)六四七頁。
 (註八) 幕末外國關係文書之四、一九八—二〇四頁。幕末外國關係文書之五、二九—三九頁。
 (註九) 側面觀幕末史七二—七三頁。
 (註一〇) 水戸藩史料上編乾二三〇—二三二頁。
 (註一一) 水戸藩史料上編乾二三九—二四二頁。
 (註一二) 米艦渡來國書捧呈一件(幕末外國關係文書之一、四〇頁)。
 墨夷應接錄、初篇(幕末外國關係文書附錄之一、五三四頁)。
 (註一三) 墨夷應接錄、初篇(幕末外國關係文書附錄之一、五三四頁)。
 (註一四) 側面觀幕末史八一頁。
 (註一五) 昨夢紀事第二卷(八尾刊本上卷八四頁)。
 (註一六) 墨夷應接錄、初篇(幕末外國關係文書附錄之一、五三八—五四二頁)。
 Hawks;—op. cit. Vol. I. pp. 349—353.
 (註一七) Hawks;—op. cit. Vol. I. pp. 362—366.
 墨夷應接錄、初篇(幕末外國關係文書附錄之一、五四四—五四八頁)。幕末外國關係文書之五、二四五—二五〇、二九七—二九八頁。水戸藩史料上編乾二八二—二八八頁。
 (註一八) 近代日本外國關係史六六二—六六三頁。水戸藩史料上編乾二六三—二六四頁。
 (註一九) 水戸藩史料上編乾二九四—二九六頁。中濱東一郎中濱萬次郎傳、二〇六一—二〇八、二三六—二三八頁。近代日本外國關係史六六三頁。
 (註二〇) 墨夷應接錄、初篇(幕末外國關係文書附錄之一、五五二頁)。
 (註二一) Hawks;—op. cit. Vol. I. p. 370.
 (註二二) Hawks;—op. cit. Vol. I. pp. 246—259.
 P. J. Treat;—Japan and the United States 1853—1921. p. 31.

(註二三) 中濱萬次郎傳二二七—二三三頁。近代日本外國關係史六九八—六九九頁。

(註二四) Hawks; op. cit. Vol. I pp. 377—379.

外務省編、締盟各國條約彙纂(明治十七年刊)七三—七四〇頁。墨夷應接録、初篇(幕末外國關係文書附録之一、五五—五五六頁)。幕末外國關係文書之五、四四九—四六〇、四六八—四七〇頁、卷末附録全文。

近代日本外國關係史六九〇頁。

(註二五) 水戸藩史料上編乾三二—三三三頁。

(註二六) 鈴木大雅集、第五、一一二四頁、嘉永明治年間録卷三。

幕末外國關係文書之五、六四二—六五四頁。中濱

萬次郎傳二一八—二二七頁、殉難録稿卷之四。

(註二七) 鈴木大雅集、第五、三〇—三三三頁。

(註二八) Hawks; op. cit. Vol. I, pp. 420—423.

(註二九) Hawks; op. cit. Vol. I, p. 405.

(註三〇) P. J. Trent; op. cit. p. 28.

(六)

安政の開國は幕府としては其避戰政策上本意乍ら行つたものであつて、佐久間象山、會澤正志齋等世上の識者が春秋城下の盟として悲憤措く能はざりし所のもので

あつたが、一方幕閣諸有司等も大いに覺醒せしめらるゝと共に、所謂舉國一致、官民協力、庶政刷新の聲が各方面に叫ばれるに至つたのである。

その一つとして西洋の武威に對抗するため根本的軍制改革が先づ問題となつた。從來の軍制を變通して時世に適應せしむる新案を立てる事は焦眉の急であつた。天保以來水戸の軍制改新や江川英龍、高島秋帆等の時流に先んじた西洋砲術の輸入研究はあつたものの、未だその成果を充分見ざる中に米露の來航に接したのであつた。

齊昭は既に嘉永六年八月三日の建議書に於て、

軍制之儀甲越其外諸流有之候得共、古今時勢之相違も有之、殊に異國の防禦是迄之備立にてハ相當不致候間、於公邊御軍制御改尙又諸家へも其旨御觸ニテハ如何。

公邊御軍制之義ハ海防掛之内え別段掛り被仰付、軍學に長じ候もの夫々附屬いたし取調、第一御旗下より御家人末に迄子弟厄介ニ至る迄人別年階藝術等委細取調御備御組立にいたし、且弓組長柄之類今世にてハ無用の冗兵に相成居候間有用之精兵に引かへたき事。

(註一)

と述べて舊式軍制の改廢を力説してゐる。その後再三再四阿部閣老に勸説してゐるが、正弘は差當つて當面の問

題たるベリイ、ブーチャチン等の應接取扱に苦慮してゐた際であつて、軍制改新の事迄注意が及ばなかつたのである。

安政元年六月齊昭は更に正弘に書を與へて軍制改革の件を促し、

此節軍制一變の説ハ諸家に有之候得共公邊より御手始無之内は第一寛永の御軍役ニふれ候故何事も貫き不申差支候。然ル内には世上ハ日々西洋流のみ行はれ、ペトロン陣とやらん思ひ／＼にいたし候ゆへ、此まゝにて被差置候ハ、後ニハ丸に蠻夷に化せられ候様可相成嘆歎事ニ候。愚老兼て見込ハ西洋のペトロンは全く足輕以下に相用ひ可然、夫も蠻語蠻服を禁じ候ハ勿論、進退等も日本風を失ひ申さず彼が長を取て我長ずる所に合し申度事に存候。

とて、かねて水戸藩創始の大極陣と稱する兵制を後樂園に於て演習し、幕吏をして老中代理として參觀せしめたる上、江川等の訓練と參照して新兵制決定の資材たらしめたしと申出(註一)でた。

當時軍制に就いては古來の法は既に時世に後れ、洋法は未だ開けず加之異論區々であつたので、遂にその折中裁決を齊昭に一任する事になり、七月五日將軍家定直接

齊昭を引見して軍制委任の件を懇諭した。

御意之趣

公儀御軍制之儀前々より之御法式も有之候得共、當今の時勢古今之御備立ニ而は不都合之儀も可有之、御取捨之上御改正有之可然と思召候。依之御實備之處御大切之儀ニ付此度夫々掛り被仰付候事故、得と御勘考之上御十分御見込被仰立、永世之御規則御定可被成候様ニとの御沙汰に候事。(註二)

次いで井戸弘道、筒井政憲、川路聖謨、岩瀬忠震等が軍制掛を命ぜられた。

茲に齊昭は非常の斷を以て佐久間象山を赦免し、人材を登用して時局重大の際國家の用に供せんことを建議して曰く、「眞田家來佐久間修理吟味詰之處ハ不存候へ共、風説之通に候ハ、御法に對し不相濟事故愚老此迄ハ一言も不申處、彼も流石人才には相違無之、且諸家の固め眞田に限り火帽筒等相揃、外國へ對し自然御國威を助け候段ハ故信濃守丹精とハ乍申修理方も可有之候。萬一牢死等致し諸人惜み候様に而ハ公邊の御美事ニ無之候間、今般重き御法事被爲濟候廉にて出格之大赦被行候ハ、御法も相立人材御情之御趣意も顯れ可申存候。」(註四)

斯く軍制改革の臆立だけは出来上つたものの、軍制掛の幕吏等の調査立案が進捗しなかつた所へ、又々英米露諸國の使節相次いで長崎、大阪、下田等に入津し、その應接取扱に寧日なき有様で、軍制改革の件は何時しか當初の意氣込も失はれ、遂に安政三年に至つて講武所總裁に軍制の取調を命じてからは完全に齊昭の理想から離れてしまつたのである。

安政元年莫英國使節長崎に入港し、八月下旬和親條約を締結した。この時齊昭は長崎、下田、箱館三港以外は外船打拂を提唱したのであるが、幕議に於ては今日の策寧ろ我が柔よく彼の剛を制するに如かずとなして之を否決した。齊昭激憤の餘り中興一新の大議を提出して閣老を勵ました。

此上幾年過候而御全備御充實ニ相成候見留可有之哉。去夏より當春迄之人氣も一様にハ、無之候得共五六分之忠憤有之候處、當春より此節に至候而ハ七八分之憤氣を生じ、かく申す愚老等も日夜只々長大息のみいたし居候ハあまり恐入候事ニ候。暗夷も先ツ歸帆候へ共佛夷果して先づ有之、此上ハ釐夷の毒氣日ニ月ニしみこみ如何様の難題申懸候も難計、譬へば病人氣力有之内に候へバ下劑も功をなし候へ共、精神衰へ

ヘリー渡來前後に於ける對外國民思想の考察

候上にて大黃等服し候へバ忽に斃候が如く、毒氣滿候上にて打拂杯被仰出候ハ、夫こそ御國之大變に可相成候。是以書面上にて論候ハ、當時ハ補劑を用ひ氣力復し候上にて激劑を用候方とも可申候へ共、當時の世態ハ平穩々にて人氣怠り候ゆへ酒色に耽り候を補劑と心得候も同様にて扱々危き事に候。くれ／＼も別紙別冊之非を打候わけには決して無之、何れも時勢勘辨の論にて尤にハ候へ共、早く申候へバ當坐の御難さへ無之候へバ行々御國之大變出來候とも不及是非と申處に落入可申歟。乍不肖神胤の末を汚候身にてハ御國の御爲に相成候事ニ候ハ、於御馬前打死を遂候義本望に候へ共、萬々一御當家の御處置御失體ゆへ御國脈を縮め候採天下後世の批判を受候様にてハ、乍恐東照大猷二公の遺訓へ奉對一言の御申譯無之、たとひ七十八迄無事にしは腹を全くいたし候連面白無之候。略打拂之死地へ入候ハ逆も六ヶ敷候ハ、せめてひたと養生いたし度、非常の御取締にて冗費を省き候ハ酒色を遠け候に當り可申、文武館等御取建麾下の士御仕込被成候ハ朝夕運動腹こなしに當り可申、御入選之上北地へ人民を植付雲霧を消し國威を伸し候ハ、脚氣を治し候へバ衝心の患無之が如く、別紙の夷情自ら屈するの實事に可有之、其外人返しの制嚴重に御立に相成候ハ、都下浮食遊手之民自ら減じ可申、度俗之法御立に相成全身の者容易に剃髮不相成破戒不如法の者歸俗ニ相成候ハ、死候者ハ欠りに成候故十年を不出し而有害無用の僧徒廿分一ハ減じ、四五十年過候ハ、ひつ

第二十二卷 第四號 七七五

こかたわの外出家ハ有之聞數候。(註五)下略

齊昭の抱く庶政刷新の根本理想を人體の病患に譬へて説くところは實に妙味豊かな點であり、其他江戸府内の遊民整理、破戒僧の處分から官規振肅、山陵修營等にいたるまで烈々數千言を連ねて激勵してゐるのであるが、樹心の腐朽した老木をして奮興の氣を喚起せしむることは容易ではなかつた。

英使スターリング長崎退帆の翌日(八月晦日)露使プーチャチンが箱館に入港して「日本政府の貴官と治定の談判を遂げんが爲此地より直様大坂に赴くべし。日本政府の望江戸に於て治定の談判ありたしとならば其旨大坂に告示あらん事を願ふ。然らば速に江戸表へ來るべし。」との日本政府執政宛の書翰を箱館奉行に託して大阪に向ひ、この書翰が未だ江戸に達せざるに早くも九月十八日プーチャン提督の坐乗するチャーナ號は安治川沖に姿を現はした。(註六)

元來大阪は外國使節應接の地ではないから通詞等も常

居してゐないので、この異國船が何國の船たるかも當初は判明しなかつたので、大坂城代土屋寅直は不取敢急使を江戸に飛ばすと共に、同夜市中へ町觸れを出して、夷船沖合に見ゆとも當港は遠淺で近寄り難いから、猥りに驚き騒いで流言浮説を申觸らざる様、猶火之元別而要心のこと、物價騰貴せしめざる様と誠しめてゐる。(註七)翌日露艦内の漢文に通ずる者と筆談で漸く艦籍が判明した。既にして露艦は河口に進入し、或は上陸して市中を徘徊する者などもあつて、町奉行等は百方之を制止して下田廻航を促したけれども、彼等は之に従はざるのみならず、或は城代に會見を申込み、或は食料薪水を要求する等の舉に出たけれども、城代土屋寅直は國法の許さざる所を諭して之を峻拒した。

露艦大阪入港の報は近畿諸道に訥からざる驚きを與へたのであるが、特に京都は鞏下の守衛甚だ手薄であつた際とて、人心恟々として不穩を極め、畏くも禁中に於かせられては鬩駕徽山御遷幸の議さへ起るに至つた。禁中大御騒動にて青蓮院宮様より事彌非常に及候はゞ玉座を

叡山へ御遷被遊、四方勤王之師を御待にて可然旨御獻議故 主上にも格別御安心被遊候事と下々之者共申事に御座候。公卿二百餘人之内更に御人物無之を有志之族皆歎息仕候。只三條内府公をば御稱申候」と豊田小太郎靖の呈書中に見えてゐる所によつて、當時滿廷の殿上人悉く僞す所を知らざりし有様が窺はれるのである。其他彦根城へ御動座の噂もあり、京都奉行は大坂市内同様の町觸を出して居り、鞆下の市民動搖の形勢を察し得るのである。これが動機となつて幕府では京都の守護に彦根藩の外に近畿諸侯を當らしめるに至つた。(註八)

やがて大坂城代は幕命を傳達したので露艦は安治川口を退帆して下田に入港し、此處で筒井政憲、川路聖謨、村垣與三郎(淡路守)等應接掛の幕吏と會見談判を開くことになつた。

正式會見に先んじ、全權川路聖謨の寫眞撮影を露使から切望し、再三斷つても容易に聞入れないので、聖謨が自分は元來醜男子でしかも老來愈々醜く妖怪の如くになり、その寫眞を持歸られてこれこそ日本男子なりとい

はれるのは本朝美男子共の思惑も如何あらんか、その上貴國の美人達に笑はれんも心外なればとて笑草にして外さんとした所、露西亞美人は男子の美醜は問題にせず、その官位の高下を論ずる次第だから御懸念には及ばないと言はれ、聖謨歎じて、我も性來醜男とは思つてゐたがそれ程までとは思はず、ブーチャン程の才子も餘程言廻しに窮したりと述懐してゐる。(註九)

會見場所は下田郊外柿崎村の玉泉寺であつて、川路全權一行の宿舎は蓮臺寺村太平寺で非常にせまく、「下々はかさなり合候而臥り候由」とある程であつた。

十一月三日玉泉寺に於て第一回會見を開いた。この席上露使は「交易を御免相成候ハゞエトロフ島ハ魯西亞所屬之的證も有之候得共、全く日本之ものニ差出候而も宜敷、カラフト、サカリンも同様嚴密に是より是迄等とは申間敷候。」とて通商を許諾せば國境に關しては讓歩の意あるを言明したのであるが、日本側全權は通商一件のみは飽迄拒否し、「二百年來固結之人心とけがたく、是非通商と被申候而は當分之挨拶ニハ及兼候。」といつてゐる。

聖謨當日の日記に「猶虜屢詞屈し候而此體ならば十分に參り可申哉」と記して交渉の前途に希望をかけてゐる。

一首あり、

ことさやくましらに似たるあやし男を

和すといさむやまと理(註一〇)

その翌曉伊豆半島南部一帯に激震が起つて、海嘯亦之に伴ひ下田町は大牛流失し、露艦も渺からざる被害を受けた。その修理のために戸田村海岸を貸與したが、「魯船を修復する湊豆州にさし當なし。よりに異人に御目付御普請役を添て遣したるに、那智郡戸田村と云を見出した。それは誰もしらず、勿論圖等には更になし。しかしよく聞ば良港也、今迄人のしらぬ所也、西洋航海術別段也。」とて西洋人の航海術に長ぜるを感嘆してゐる。(註一一)

しかも戸田村へ修理に赴く途中遂に暴風に遭つてデヤーナ號は海底に沈み、茲に一行は談判不調の際は全く虜同様の苦境に立たなければならなかつた。この際日本側全權が大いに襟度の宏さを見せて使節一行を精神的物質的に慰撫した事は非常な感銘を彼等に與へた。聖謨の

日記に當時の心境を述べて曰く、

布恬廷の如く故郷を一万二三里も離れ、船は水船となりてか

たちもみえず沈みたり。其心いかならむ。公義の御用ニ而か

ゝる虜と應接すれ自身をも其夷と同じくせねばならぬ也。中

布恬廷ハ國を去こと既に十一年及ぶといひき航海三十年に家を隔つること

万余里、海濤の上を住家として、其國の地を廣くし其國を

富さむとしてこゝろをつくし、去年已來は英佛二國より海軍

を起して魯國と戦ひ、かれも海上にて一たびは戦けむ。長崎

にて見たりし船は失ひて今ハ只一艘の軍艦をたのみにて、三

たび四たび日本へ來りて國境のことを争ひ、この十一月四日

をはじめにて一たびつなみに逢ひ、再び神のいぶきに挫れて

艦は深く千尋の海底に沈みたり。されど少しも氣おくれせず、

再びこの地にて小船をつくり、漢土の定海縣へやりて大艦を

求めむことをいひて、其いとまに兩國の條約を定めむことを

乞ひぬ。當には布恬奴フチヤツなどいひて罵りはすれどよくおもへ

ば、日本の幕府万衆のうちより御膳用ありてかく御用ひある

左衛門尉などの勞苦に十倍とやいはむ百倍とやいはむ。實に

左衛門尉などに引競ふれば眞の豪傑なり。其豪傑を朝な夕な

に見もし聞もしながら少しもしらぬとは何事ぞや。元來治世

の小人功をいひ賞を求むること多し可歎可戒。

同じく應接使古智謹一郎の「西使續記」に曰く、

夷等祖國則擾亂捷則未明。其船則見強敵追躡歎影屏息在港則

遇曠代大變死亡在卽。今也赴脩則風勢不利義使躬落海所向數
奇如此。其心衛雖可誅行運較似可憫。

以て當時露人の窮狀とそれに處したプーチャチンの沈着
豪膽が如何に深き感銘を日本全權に與へたかを窺知し得
るのである。(註一)從來國民の強く抱いてゐた夷狄思想はか、
る點からも漸く雲散して來るのであつた。

この際に當つて對外論の先覺者齊昭が正弘に勧告し
て、この絶好の機會に魯夷五百餘人不殘一所へ引入れお
いて火を懸け鑿殺すべしと放言してゐるのは、只に齊昭
その人のみならず實に廣く義を重んずる日本武士の名譽
のためにも痛憤に堪へざる次第である。流石の正弘も激
憤してその答書に「外夷の人情只さへ我を偏固暴戾之國
と存込候趣に御座候得ば、此度使節天災ニ逢候を不意に
打殺候ハ、言語同斷無道の國也、其罪を正すべしと狩虜
共立派之名目を借候而魯夷ニ加勢諸戎押寄下」と老公を
誡めてゐる。(註一三)

日本全權中には同年夏樺太實地檢見に行つた村垣與三
郎も加つてゐるので、同地の實情を詳しく知悉してゐる

ペリー渡來前後に於ける對外國民思想の考察

聖謨等は五十度分界を妥當と認めたのであるが、幕閣の
意は全島領有にあつたので、寧ろ却つて全島を失ふのお
それあるを知つて、遂に現狀通り兩國人雜居地として分
界せざることに決定した。更に決定した條約文中には治
外法權の相互承認、日本人海外渡航の承認等の簡條があ
つた。思ふに無意識の間に條文を定めた結果であらう。

條約調印後聖謨はプーチャチンの入物を讚嘆して、自分
も戰爭にでも逢つたならばプーチャチン位にはなれたで
あらうに、平和の世に生れて智恵足らずと慨いてゐる。(註一四)

露人の災厄に對して示した日本側全權の同情と慰撫は
深き感銘を與へ、安政二年三月戸田港を去るに臨んで老
中宛書翰に深厚なる謝意を述べ、宰相ネッセルローデ亦
再三謝狀を寄せ、チャーナ號が下田に残した備砲五十二
門を日本政府に贈り、「此砲は一は其政府の崇尙すべき待
遇の記念とし、二はこれに因て我が厚謝の記念とせむと
欲す。互に尊敬して交を結び兩大國間能く交通する情の
斷へざらむを欲す。」と篤く陳じてゐる。(註一五)

猶戸田村海岸に於ける露人船工等のスクーターネル船新造

は、圖らずも日本造船業の一大進歩を促すこととなり、この時露人船工に従つて就業した船大工は多く幕府海軍所屬となり、明治維新以後横須賀海軍造船所に於て永くその優秀なる技術を以て知られた者も尠くなかつた由である。(註一六)

かゝる洋式造船技術の習得と共に、本邦海軍の濫勝も亦この時にあつた。寛永鎖國以來幕府は堅く大船禁止の令を敷いてゐるが、林子平の如き先覺者は既に早く寛政年間に「海國兵談」を著して洋式海防の要を力説した。齊昭が天保年間しきりに建議痛論して大船解禁を促し、自らも造船の技術に留意した事は餘りにも有名な事實であつた。ペリー渡來に際して幕閣も漸く泰平の惰眠から醒め、大いに齊昭に諮つて大船製造の議を立てた。而して必然的に之を先行すべき問題は、大船制禁の解除であつたが、幕府としては寛永度以來二百年來の大法令即ち鎖國の綱領とも言ふべき舊制を變改するので、その決定に就いては尙逡巡躊躇したが、嘉永六年九月十五日漸くにして大船解禁の發令を見るに至つた。

荷船之外大船停止之御法令に候處方今之時勢大船必要之儀ニ付自分諸大名大船製造致し候儀御免被成候間作用方並船數共委細相伺可受差圖旨被仰出候尤右様御制度御變通被遊候も畢竟御祖宗之御遺志御繼述之思召より被仰出候事ニ候間邪宗門御制禁等之儀は彌以如先規相守取締向別而嚴重可被相心得候今度御法令ニ大船製造可言上之旨被仰出候然ル處荷船ハ前々ヨリ御許有之事ニ付有來通製造之儀ハ是迄之通可相心得候尤荷船タリ共製造方其外有來ト相違致シ候ハ、此度被仰出候通相心得可申事。(註一七)

如何に鐵則的な舊例故格であつても時勢の變化に對しては拒み得ないのである。當時幕閣内部では邦人使節を海外に派遣して船艦購入、洋狀視察、遣日使節來朝の答禮等さへも掌らしめんとの議すら起つてゐた。當時として(註一八)はまことに飛躍の進歩思想であつた。

斯くて安政二年六月和蘭より軍船の寄贈を受け、之を觀光丸と命名した。實に本邦に於ける近代式軍艦の最初のものであつた。更に長崎に海軍傳習所を開き、製鐵所を設立し、艦族として初めて「日の丸」を規定する等何れも幕府が對外防備の急に迫られた結果に外ならなかつた。(註一九)

更に陸軍に於ては西洋銃砲術を教授する講武所を安政二年に設立し、江川英龍は反射爐を設けて大砲の鑄造に當り、幕府は品川を始め全國須要の地に砲台を築造し、各藩も亦之に倣ひ、薩長兩藩の如きその設備の見るべきものがあつた。

安政三年二月九段下に蕃書調所を設けて洋書翻譯、外國語教授に當らしめ、古賀謹一郎を頭取に、箕作阮甫、杉田成卿の兩人を教授職に任じた。洋學の組織的研究に着手した最初の施設であつた。今日の東京帝國大學の前身である。^(註二〇)

浦賀灣頭の警報が如何に當時國民を覺醒せしめ、外國文化攝取に眞劍なる努力を致さしめるに至つたかを窺知せしむるものである。

後記。本稿を草するに當り、外國側の資料を充分に参照する暇なかりしを甚だ遺憾に思ふのであるが、後日資料を得て更に補訂したいと考へてゐる。尙本文起草に際しては時野谷常三郎博士、松本彦次郎教授、村松繁樹學

士、吉田三郎學士から種々御教示並びに便宜を與へられた事を附記して謝意を表する次第である。

(註一) 幕末外國關係文書之一、一一―一二頁。水戸藩史料上編乾、四二九―四三〇頁。

(註二) 水戸藩史料 上編乾四三一―四三三頁。幕末外國關係文書之七、三一―三二、一一九―一二〇頁。昨夢紀事第二卷。懷舊紀事五四九―五五〇頁。水戸藩史料 上編乾四三四―四三五頁。陸軍歴史 卷二十。海舟全集第七卷一二七頁。

(註三) 水戸藩史料 上編乾四三八―四三九頁。

(註四) 水戸藩史料 上編乾四四三―四四六、四八八頁。

(註五) 幕末外國關係文書之七、四六二―四六四、五七二―五七五、五八八―五九〇頁。開國起源、海舟全集第一卷一一八頁。

(註六) 幕末外國關係文書之七、五七五―五七六頁。

(註七) 水戸藩史料 上編乾五〇〇―五〇一頁。幕末外國關係文書之七、五八七、六〇四―六〇五頁。岩倉公實記(再版) 上卷一〇七―一〇八頁。

(註八) 川路聖謨下田日記(幕末外國關係文書附錄之一、一一九頁)。

(註九) 幕末外國關係文書之八、一二七―一三〇頁。川路聖謨下田日記(幕末文書附錄之一、一一九―一二〇頁)。

(註一〇) 幕末外國關係文書之八、一二七―一三〇頁。川路聖謨下田日記(幕末文書附錄之一、一一九―一二〇頁)。

(註一一) 同右 一三三頁。

(註一二) 同右 一四一—一四四、三五五頁。

(註一三) 懷舊紀事、五八八—五九二頁。

(註一四) 締盟各國條約彙纂五八五—五八九頁。幕末外國關

係文書之八、四一〇—四二六、六〇—七六頁。同

右附錄之一、一五一—一五三、一五七頁。開國起

源、海舟全集、第一卷一三五—一三七頁。

(註一五) 幕末外國關係文書之十、八〇—八一頁。開國起源

海舟全集、第一卷一四四—一四九頁。齋藤清太郎、

維新前に於ける日露の交渉(明治維新史研究所收)

(註一六) 海軍歴史卷二、海舟全集第八卷一六一—一八頁。

幕末外國關係文書之二、四三〇—四三一頁。古田

良一、幕末に於ける海軍の創設(史林第七卷第二

號)。海軍歴史卷一、海舟全集第八卷一二頁。開

國起源、海舟全集第二卷二六七—二六八頁。懷舊

紀事、四二九—四三〇頁。

(註一八) 水戸藩史料、上編乾一〇五—一〇九頁。

(註一九) 海軍歴史、卷三、四、五、六、(海舟全集第八卷)。

(註二〇) 日本教育史資料 卷一九。嘉永明治年間錄卷五。
懷舊紀事七六六—七六七頁。